

## 計算書類に関する注記（二の丸（上館）拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針  
・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）  
・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法ただし平成19年3月31日以前取得のものは旧定額法によっている。  
・車輌運搬具並びにその他の固定資産一定額法ただし平成19年3月31日以前取得のものは旧定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
・賞与引当金 一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。  
・退職給付引当金 一 新潟県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

### 3. 採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入。
- (2) 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金  
新潟県社会福祉協議会の実施する新潟県民間社会福祉職員退職積立基金に加入。

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 二の丸（上館）拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）  
(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））  
ア 介護老人福祉施設  
(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

建設仮勘定に計上のため表示されていません。

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	1,746,800,000円
計	1,746,800,000円

担保に供されている債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	9億円
計	9億円

※ ただし、借入金9億円のうち、新発田市が半分負担して頂けるため、当法人の債務額は4億5千万円です。

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,536,564	96,035	1,440,529
合計	1,536,564	96,035	1,440,529

※ 建設仮勘定で取得した資産は表示されていません。

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし。

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

## 11. 重要な後発事象

該当なし。

## 12. その他社会福祉法人の資金收支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

基本財産及びその他の固定資産の明細書（別紙3（⑧））には、建設仮勘定にて取得した資産と受入れた補助金 284,432,000円が表示されていません。